

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和5年12月22日

福島県議会

1 日時

令和5年12月22日（金曜）

午前 10時59分 開議

午後 1時49分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 長 尾 トモ子

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 佐々木 彰

委員 大 橋 沙 織

委員 山 田 真太郎

5 欠席委員

委員 大 場 秀 樹

6 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

山口信雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより生活環境部の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず私から挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された山口信雄である。

執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政進展のために努力願うとともに、委員会運営についても協力願う。

次に、各委員の紹介を行うが、山内長副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

山口信雄委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他の職員は政策監より紹介)

山口信雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外3件を一括議題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、自然保護課長の説明を求める。

自然保護課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、男女共生課長の説明を求める。

男女共生課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。
質疑のある方は発言願う。

佐々木彰委員

追加提案の生4ページ、地域公共交通等運行継続緊急支援金について、対象車両ごとの想定台数や金額など詳細を聞く。

生活交通課長

定員11名以上の路線バスについては想定台数900台、支援金額は1台当たり10万円、定員11名未満の路線バスについては想定台数200台、支援金額は1台当たり5万円、貸切バスについては想定台数1,200台、支援金額は1台当たり5万円、タクシーについては想定台数2,200台、支援金額は1台当たり2万5,000円、運転代行業については想定台数500台、支援金額は1台当たり1万円、トラックについては想定台数2万2,000台、支援金額は1台当たり1万円を予定している。

佐々木彰委員

議決後の申請までの流れについて聞く。

生活交通課長

議決後は申請受付、支払い、問合せ対応のためのコールセンターを速やかに立ち上げ、早ければ来年1月下旬からの受付開始を目指したい。

大橋沙織委員

生3ページの産業廃棄物税基金積立事業について、産業廃棄物税の令和5年度税収見込みにより積立額を増額するとの説明だったが、税収見込みが増収となる背景を聞く。

産業廃棄物課長

産業廃棄物税の税収については、産業廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等を図る事業に活用するため、産業廃棄物税基金に積み立てている。令和4年3月の福島県沖地震で被災し運転を停止していた火力発電所が4年度途中から運転を再開し、5年度はフル稼働となったことに伴う廃棄物排出量の増加により、増収の見込みとなった。

大橋沙織委員

火力発電所の再稼働に伴い二酸化炭素排出量がどの程度増えたか把握しているか。

産業廃棄物課長

手元に資料がない。

大橋沙織委員

後日改めて個別に聞きたいと思うが、地球温暖化対策の観点から、石炭火力発電所そのものに疑問があると意見を述べておく。

次に、生4ページの避難地域鳥獣被害対策事業について、駐在員の事務所が富岡合同庁舎に移転したことに伴い、不要となった賃借料を減額するとの説明だったが、駐在員の人数や業務内容を聞く。

自然保護課長

避難地域12市町村における鳥獣被害対策を支援するため、令和2年度から県職員1名が富岡町に駐在している。これまでは事務所を借りていたが、今年度から富岡合同庁舎に移転したため、賃借料を減額するものである。

駐在員は市町村の巡回や問合せ対応を通じ、市町村が行う鳥獣被害対策に対する技術的な支援等を行っている。また、避難地域には県の委託事業により6名の鳥獣被害対策支援員を配置しており、駐在員と支援員が連携して市町村の支援を行っている。

大橋沙織委員

鳥獣被害対策は県内全域における課題であるが、避難地域においては狩猟者の確保もより難しいのではないかと思う。避難地域における鳥獣被害の現状について聞く。

自然保護課長

東日本大震災後、避難地域においてはイノシシを中心に野生鳥獣の数が非常に増えており、これまで県としては専門家等とチームをつくり、対策を検討してきた。避難地域においては県と市町村との連携による捕獲体制が整っており、帰還困難区域においては環境省が直轄で捕獲事業等を行っている。それらの取組や豚熱の影響により、イノシシについては相当数が減り、現状ではある程度落ち着いてきている。一方で、昨年国が調査したところ、ニホンザルの群れの増加が確認されており、ニホンザルの生息域が2008年と比較すると約3倍に拡大しているのではないかとされている。避難地域においては農業従事者が少ないため農業被害はあまり発生しないものの、家屋の屋根の瓦を剥がしたり、人間に対して威嚇行動を取るなど生活へ

の影響が危惧されるため、市町村と連携しながら現在対策を進めている。そのほか、避難地域南部では外来種であるアライグマやアメリカミンクの生息も拡大しており、駐在員と支援員が市町村と協力しながら対策を進めているところである。

環境共生課長

先ほど大橋委員から産業廃棄物税基金積立事業の増額補正に関連して火力発電所の再稼働に伴う二酸化炭素排出量についての質疑があったが、地球温暖化対策を所管している立場から補足する。大規模事業者については、自ら算定した温室効果ガス排出量を国に報告し、国が集計して公表することとされている。県には報告されておらず、また、公表までにはタイムラグがあるため、再稼働に伴ってどの程度増えたかについては現時点で把握していない。

長尾トモ子委員

先ほど地域公共交通等運行継続緊急支援金について詳細な説明があったが、交付対象車両はいつの時点で保有されている車両なのか。

生活交通課長

現時点では、令和5年10月1日時点で保有されている車両を交付対象として考えている。

長尾トモ子委員

バスなどはともかくとして、運転代行業の車両などははっきり台数を把握できないのではないかと心配があるが、その辺りはどうか。

生活交通課長

バス、タクシーについては、東北運輸局福島運輸支局に登録台数が報告されているため、そこから把握が可能である。運転代行業については、当課で運転代行業の指導監督業務を行っており認定台数についても把握しているため、漏れなく支援できるようしっかりと周知していきたい。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

今井久敏委員

西郷村や矢祭町に県外から大量の土砂が持ち込まれている問題について部長からも説明があったが、私も毎日のように相談を受けるほど状況が緊迫している。この問題については土木部も関わるようだが、報道にあった規制条例の制定については生活環境部が所管するとの理解でよいか。

産業廃棄物課長

盛土規制法については土木部の所管であるが、今般の条例制定については当部が所管する。

今井久敏委員

まだ報道ベースでしか確認していないが、来年の2月定例会に議案を提出し、迅速な制定、施行を目指すとのことによいか。

産業廃棄物課長

そのとおりである。

今井久敏委員

条例については既存の盛土に対して遡及適用できないが、盛土規制法に基づく規制は遡及できると聞いている。盛土規制法に基づく対応に生活環境部は関わらないのか。

産業廃棄物課長

委員指摘のとおり、不利益不遡及の原則により条例の遡及適用はできない。盛土規制法においては、規制区域の指定前に行われた盛土についても行為者に対して安全対策措置を求めることができるため、土木部が主体となり、地方振興局、農林事務所、建設事務所が連携して対応する予定である。

今井久敏委員

報道によると、県外から持ち込まれた土砂は西郷村で4か所、矢祭町で2か所、白河市と小野町で各1か所確認されているとのことだが、その認識でよいか。

産業廃棄物課長

現在当方で把握しているのは、既に搬入されているものと今後搬入の動きがあるものを合わせ、西郷村で3か所、矢祭町で2か所、白河市と小野町で各1か所である。

今井久敏委員

本県がターゲットにされているような傾向もあるため、速やかに条例を制定し、対応を徹底してほしい。

西郷村の現地の近隣住民は、いつ崩れるのかとの不安を抱えながら生活している。私も現地を確認しているが、土砂がぱらぱらと落ちてきている状況であり、雪が積もればなおさら心配である。万が一避難せざるを得ない状況になれば、村と連携してフォローしなければならないと思うが、そこに生活環境部は関わるのか。

生活環境部長

今回の盛土の件は非常に問題がある事案と認識しており、速やかな条例制定に向け、土木部とも情報共有しながら現在対応しているところである。西郷村の案件については既に盛土されている状況であるが、盛土規制法に基づく区域指定を行えば既存のものに対しても改善命令などを行うことができるため、現在土木部が区域指定の前倒しに向けて取り組んでいる。当部としては、本県は土砂の投棄地ではないとのメッセージをしっかりと示すためにも、一日も早い条例制定に取り組み、今回の盛土の問題についても土木部と連携して対応していく。

今井久敏委員

説明は理解できるが、住民が現在の生活の中で抱えている不安への対応には生活環境部は関わるのか。

生活環境部長

現に生活の中で抱えている不安については村で対応してもらうこととなると思うが、土木部と共に当部も村と連携を図りながら関わっていきたい。

山内長副委員長

部長説明において、第2回只見線全国高校生サミットを開催したとの説明があったが、県内3校、県外3校の計6校を参加校とした理由と、高校生からの提案内容について聞く。

生活交通課長

参加校については公募の結果、ふたば未来学園高校など県内3校、神奈川県の高蔭学園高校など県外3校から応募があった。

サミットでは、観光客が滞在しやすくなるようなダイヤの改正や、会津の郷土料理をコース料理風に提供する観光列車、沿線のウォーキングイベントなど様々な提

案があった。なお、昨年度開催した第1回サミットにおいては、農業体験を組み入れたツアーの提案があり、雪下キャベツの収穫体験を組み入れたツアーとして今年度実現した。高校生からの提案をできるだけ実現できるよう、今後も沿線自治体と連携して取り組んでいきたい。

山内長副委員長

様々な取組が乗客数の増加につながっていると思う。サイクルトレインの運用実験や企画列車にも取り組んでいると思うが、状況について聞く。

また、県内のJRの赤字路線については、県と市町村が連携して利活用に取り組む必要があると思うが、現在の状況を聞く。

生活交通課長

まず、只見線の利活用の取組についてである。今年度、サイクルトレインの運用実験を1か月間実施した。結果について現在検証中であるが、乗客側、運行側共に大きなトラブルはなかったと聞いており、今後本格的に運行できるよう引き続きJRと連携しながら取り組んでいきたい。また企画列車については、会津鉄道のお座トロ展望列車の運行を実施しているが、販売開始後すぐに完売するなど大変好評であるため、来年度以降も引き続き企画列車の運行を実施していきたい。

次に、そのほかの赤字路線についてであるが、水郡線については、石川町を中心とした水郡線活性化対策協議会に県も加わり、若手職員も交えたワーキンググループにおいて様々な提案が出され、今年度はフォトコンテストなども実施している。また磐越東線についても、いわき市を中心とした磐越東線活性化対策協議会に県も加わり、若手職員も交えたワーキンググループにおいて様々に議論し、今年度はフォトコンテストと併せてデジタルスタンプラリーなども実施している。磐越西線については、昨年の大雨災害により被災したため、県としては災害復旧を優先的に進めるようJRに対して求めてきた。今年4月から運行が再開し、利活用の枠組みについて現在検討しているところである。いずれにしても、鉄道は大切な社会基盤であると認識しており、鉄道の維持に向けて沿線自治体と連携しながら取り組んでいく。

山内長副委員長

鉄道は大切な生活路線であるとともに、災害時には貨物輸送の役割も果たすため、今後も存続に向けた利活用について検討願う。

次に、ツキノワグマの出没が非常に増えており、人身被害も発生しているが、人身被害防止に現在どのように取り組んでいるのか聞く。

自然保護課長

ツキノワグマによる人身被害防止に向けた取組としては、まず県民への注意喚起を強化している。今シーズンは春先からツキノワグマの出没の増加が予想されたため出没注意報を出すとともに、人身被害発生後には特別注意報や警報を出し、ポスターやテレビ、ラジオなどにより注意喚起を行ってきた。

また、熊が人里に近づかないようにするための生息環境管理も重要であり、熊の移動ルートとなるような河川敷の刈り払い、放任果樹の伐採、侵入防止柵の設置などに対する支援を行っている。

さらに、今定例会においても改正条例案を提出しているが、緊急を要する事案については市町村の判断で速やかに捕獲できるよう、希望する市町村に対して捕獲権限を委譲している。なお、人家が密集しているケース等においては、麻醉銃を使える者を県から派遣したり、契約事業者に依頼して麻醉銃による捕獲を行っている。

そのほか、熊の生息環境を確認することも重要であるため、生態調査を毎年度実施し、専門家と共に対策を検討している。

山口信雄委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 1分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

山内長副委員長

休憩前に引き続き、ツキノワグマについてである。一度人身被害を与えた熊は被

害を繰り返すため殺処分すべきとの声がある一方で、動物愛護団体からも様々な意見があると思うが、県としてはどのような方向性で取り組むのか。

自然保護課長

熊の捕獲に対する苦情については全国的にも報道されているが、本県においてはそのような苦情はあまり来ていない。他県においては個体数調整捕獲を行っているところもあるが、本県においてはそうではなく、人里の近くに来ていた個体をしっかり捕獲するとのスタンスで対応していく。

山内長副委員長

捕獲後に山に逃がせば、緩衝帯を設けたとしても再度人里に出没する可能性があるため、特に人身被害を与えた熊についてはしっかり対応願う。

次に、部長説明において、会津若松市の旧湯川等で有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるPFOS及びPFOAが検出されたとの説明があったが、これらはどのようなものなのか。

水・大気環境課長

本事案は、県が常時監視を行っている公共用水域において、PFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出されたものである。PFOS及びPFOAはいずれも有機フッ素化合物の一種であり、半導体製造、金属メッキ処理剤、泡消火剤、フッ素ポリマー加工助剤などに用いられる。いずれも環境省が暫定目標値を定めており、県が水質の常時監視を行っている。

山内長副委員長

排出源は既に特定しており、現在指導を行っているとの理解でよいか。

水・大気環境課長

排出源は特定しており、排出源である工場に対し、原因の究明と排出抑制措置を要請した。それを受け、現在工場では排出抑制措置を講じているところであると聞いている。

長尾トモ子委員

水質調査の結果、暫定目標値を超えて検出されたとのことだが、水質調査はどのような頻度で行っているのか。

水・大気環境課長

県の水質測定計画に基づき、要監視項目については年1回、地点を定めて水質測

定を実施している。その結果を踏まえて改めて詳細な調査を実施した結果、排出源の特定に至ったものである。

長尾トモ子委員

年1回ではなく、例えば月1回の頻度で水質測定を行っていただければ、もっと早い時期に判明したのではないかと思うが、どうか。

水・大気環境課長

要監視項目については令和3年度から水質測定計画に位置づけており、環境省の指針に基づき、排出源となり得る施設の周辺や下流域で地点を選定し、測定を実施している。頻度は年1回であるが、その結果、暫定目標値を超える数値が出た場合には排出源を特定するための調査を実施することとなる。今回の事案については、現在継続的に調査を実施しているところである。

長尾トモ子委員

今回のような事案もあるため、頻度を増やしたり、事業者からチェック表を出させるなど、今後検討願う。

次に、今定例会における食品ロスに係る一般質問の中で、県庁内で職員を対象としたフードドライブを行っているとの答弁があったが、詳細を聞く。また、子ども食堂等とはどのように関わるのか。

一般廃棄物課長

フードドライブは、各家庭で余った食品を持ち寄り、福祉団体やフードバンクなどに寄附する活動である。当課としては食品ロス削減の観点からフードドライブの活動に取り組んでおり、子ども食堂等については福祉部局において適宜対応していると思うが、集まった食品は社会福祉協議会等を通じて必要とするところに渡りよう寄附を行っている。

長尾トモ子委員

県職員が率先して取り組んでいることは非常によいことである。今後もよりPRに努めながら取り組んでほしい。

次に、部長説明において、ふくしまゼロカーボンDAYを県内5か所で開催したとの説明があったが、これまではビッグパレットふくしまのみで開催していたところ、今年度はビッグパレットふくしまのみならず郡山駅前などでも開催したとのことだと思う。開催場所を広げたことにより、どのような効果があったか聞く。

環境共生課長

委員指摘のとおり、昨年度まではビッグパレットふくしまのみで開催していたが、このようなイベントについては、環境問題にある程度関心を持った参加者が多い。今年度は、買物客などが気軽に立ち寄り、様々な気づきを得てもらうことを狙い、郡山駅前などにおいても開催した。アンケートなどにより感想などを聞いたところ、自ら取り組んでいくことが大切との気づきなどもあったため、今後も県内各地でこのような取組を行っていききたい。

長尾トモ子委員

県民の意識を高めるためにも非常に重要な観点だと思う。今後もしっかり取り組んでほしい。

次に、今定例会の一般質問において、過疎・中山間地域における地域公共交通の維持確保について質問があったが、この問題は県だけではなく市町村とも連携しながら取り組まなければならないと思う。市町村との関係や来年度予算について考えを聞く。

生活交通課長

現在市町村では、デマンド交通やA I を活用した様々な実証運行などに取り組んでいる。県としてはそれらの取組に対する補助を令和3年度から行っているが、補助金交付に当たっては、単に交付するだけではなく、実証事業に取り組む市町村へのヒアリングや現地調査を通じて、成功事例や失敗事例等について市町村との情報共有を図っている。来年度予算については現在編成作業中であるが、市町村や交通事業者からの要望を踏まえ、必要な額を確保できるよう取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

実証運行後に本格運行に至った事例はあるのか。

生活交通課長

実証運行についてはスタートアップとして2年間だけ補助を行うが、本格運行に至った場合は別の補助制度があり、南会津町や喜多方市などにおいて本格運行に移行した事例がある。それらの成功事例についても共有しながら、過疎・中山間地域における地域公共交通の維持確保に市町村と連携して取り組んでいきたい。

長尾トモ子委員

交通弱者への支援についても引き続きしっかり取り組むよう要望する。

高野光二委員

議案第13号の条例改正について、ツキノワグマの捕獲権限を市町村に委譲すると
の内容であるが、これはツキノワグマに限るのか。

自然保護課長

野生鳥獣の捕獲権限は元々は都道府県知事が持っているが、本条例により、ツキ
ノワグマ、ニホンジカ、カワウを除く狩猟鳥獣については包括的に市町村に権限が
移譲されている。ツキノワグマ、ニホンジカ、カワウについては広域的な調整が必
要であるため県が権限を持っているが、このうちツキノワグマについては、緊急を
要する場合に市町村の判断で速やかに捕獲できるよう、希望する市町村に対して捕
獲権限を委譲している。

高野光二委員

単に権限を市町村に委譲するだけであれば薄っぺらい条例であると思う。地域の
安全を確保するため、県としてより踏み込んだ対応が必要と思うが、どうか。

自然保護課長

単に市町村に権限を委譲するだけではなく、市町村が必要な捕獲を行えるような
支援などが必要ではないかとの指摘だと思うが、県としては専門家を地域に派遣し、
熊が人里に出没する要因やルート、予防的な伐採、わなを仕掛ける場所などについ
てアドバイスをを行っているところである。

高野光二委員

熊については保護と駆除のバランスが非常に重要であるが、頭数についての従来
の考え方は見直すべきである。昔は熊の狩猟をなりわいとしていた者が多かったが
現在は少なくなっており、熊の頭数が増えている。今後は頭数についての考え方を
見直し、人間の安全に重点を置いた対策を行ってほしい。

次に、自然保護課が作成している外来種のハンドブックについて、私も以前読ん
だところ非常に面白い内容であった。作成部数が少ないとのことであるが、多くの
県民に配布して駆除に協力してもらうことも重要だと思う。また、外来種がわなに
掛かったとしても一般人は運搬して処分することができず、有資格者に処分を頼む
必要があるため、その辺りについても内容に盛り込むべきと思うが、どうか。

自然保護課長

外来種のハンドブックについては、委員指摘のとおり部数が少なかったため増刷

し、現在はイベントなどの際に県民に配布している。また、外来種の処分については法律の制限があるため、内容に盛り込めるかについては今後検討したい。

高野光二委員

ぜひ実態に合った内容に整理してほしい。

次に、部長説明において、令和5年台風第13号に伴う災害廃棄物の処理について説明があったが、特にいわき市においては多くの廃棄物が発生し、仮置場の設定など様々な教訓があったと思うが、それらの教訓を今後どのように生かしていくのか。一般廃棄物課長

いわき市においては災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場についてあらかじめ想定していたため、非常にスピーディーに受入れを開始することができた。県としては、図上演習等も盛り込んだ研修会等を通じ、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援に取り組んでいるところである。

高野光二委員

今回の災害では、仮置場に運び込めない者が多数おり、公園や広場、道路脇に廃棄物が置かれるという問題があった。運搬方法や分別方法などについても事前にシミュレーションしておくべきと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

災害廃棄物の処理については（一社）福島県産業資源循環協会と協定を締結し、廃棄物の収集、運搬、分別等の協力を得られる体制としている。また、市町村とも相互応援に関する協定を締結し、広域的な応援体制を組んでいるため、それらを活用しながら市町村を支援していきたい。また、ボランティアの力も非常に重要であり、今回の災害ではボランティア団体が重機を持ち込んで各家庭からの廃棄物を運び出した事例もあった。共助の力も借りながら、災害廃棄物の迅速な処理に取り組んでいきたい。

高野光二委員

今後も自然災害が懸念されるため、よろしく願う。

次に、部長説明要旨2ページに、「10月末をもって特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）への特定廃棄物の埋立が終了」、「今後も、双葉郡内の生活ごみが施設へ埋立される」との記載があるが、これまで双葉郡内の生活ごみが埋められてきたのか。そのような許可は下りないはずだが、詳細を聞く。

中間貯蔵・除染対策課長

表現が分かりづらく申し訳ないが、ごみをそのまま埋めるという意味ではなく、焼却処理した上で焼却灰を埋め立てているものである。

高野光二委員

承知した。

次に、部長説明要旨4ページのPCB廃棄物についてである。小野町においてコンデンサ等4台の不法投棄が発見されたとのことだが、これは決して許されない。コンデンサには銘板が付いており、処分履歴をたどっていけば行為者を特定できる可能性が高いと思う。ぜひ徹底的に調査してほしいが、現在の状況を聞く。

産業廃棄物課長

本事案は、事業者が事業用地の樹木を伐採した際にコンデンサを発見し、取り付けられた銘板から高濃度のPCB廃棄物であることが判明したものである。現在、土地所有者や近隣住民にも状況を確認しながら、行為者の調査を継続している。一方、既に処分期限が過ぎており、速やかに処分しないと処分先が定まらなくなってしまうため、調査と並行して行政代執行の手続も進めていきたい。

高野光二委員

恐らくかなり以前に投棄されたものであり、調査はなかなか難しいと思うが、ぜひ徹底してほしい。また、行政代執行で処分したとしても、経費も含め代償をしっかり支払わせる姿勢が重要であるため、よろしく願う。

大橋沙織委員

先ほど説明があったPFASについてであるが、暫定目標値超過は本件が県内1例目なのか。

水・大気環境課長

公共用水域における暫定目標値超過は、中核市も含め県内初である。

大橋沙織委員

今後、県内において注意して見ていく必要があると思う。水質測定の箇所数を増やしたり、定期的な測定を行うべきと思うため、意見として述べる。

次に、今定例会の一般質問において宮本しづえ議員も質問したが、公共施設への生理用品の配置についてである。部長の答弁では、生理用品の購入が困難な者への支援として、県男女共生センターを通じて国公立大学や市町村等に配布していると

のことだが、全体の配布数と内訳を聞く。

男女共生課長

生理用品の提供については、今年度2万パックを予定しており、これまで1万6,692パックを配布している。内訳は、県男女共生センター及び県青少年会館に合わせて1,680パック、希望のあった32市町村に3,924パック、大学に5,472パック、専修学校に1,008パック、45か所の子ども食堂に4,608パックとなっている。

大橋沙織委員

広報の仕方について少し引っかかる。購入が困難な者についてはどのように判断するのか。要請があれば配布するのか。

男女共生課長

市町村に配布した分については、その後は市町村の判断で配布してもらおう。また、新型コロナウイルス感染症の影響で学生が経済的に困窮しているとの声を受けて大学や専修学校にも配布しているところであるが、今後もそのような声があれば、その都度検討していきたい。

大橋沙織委員

引き続き広報の強化も含めて取り組んでほしい。

次に、相馬市の松川浦環境公園に隣接する民有地の湿地で計画されている埋立工事についてである。先日閉会した相馬市議会では、埋立てに反対する決議が全会一致で可決されたとの報道があり、住民説明会でも反対の声があったとのことである。県には届出が出されるのみであるが、埋立工事を行うとなれば、県外から相馬市に建設残土が運ばれることとなる。先ほど土砂の規制条例に関する議論において、本県が土砂の投棄地になることは許されないとの部長発言があったが、そのような立場で対応する必要があると思う。この埋立工事に関する県としての立場や考え方を聞く。

自然保護課長

当該工事は県立自然公園の普通地域において計画されているものであり、先月、事業者から県立自然公園条例に基づく届出がなされた。それを受け、県としては相馬市に意見照会を行い、相馬市から文書で意見が出された。その意見を踏まえ、事業者に対しては、住民の声をしっかり聴き丁寧に対応すること、地域の自然環境や生活環境に十分配慮することを要請したところである。

産業廃棄物課長

土砂の規制条例については現在調整中であるが、3,000㎡以上の埋立て、盛土、堆積を許可制とする方向で検討している。したがって、条例制定後には、その要件を満たせば許可が必要になると考える。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

12月25日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は議案の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時49分 散会)